

京都市管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を公布する。

平成23年3月18日

京都市人事委員会

委員長 彦惣 弘

京都市人事委員会規則第10号

京都市管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

京都市管理職員等の範囲を定める規則の一部を次のように改正する。

別表芸術大学の項中「教授」を「教授（評議員であるものに限る。）」に改める。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

(人事委員会事務局調査課)